

東松山市人権施策推進指針

～お互いの人権を尊重しながら

共に生きる社会の実現をめざして～

平成26年3月

東松山市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 人権施策推進の背景	1
2 基本理念	3
3 指針の性格	4
4 目標年次	4
第2章 人権施策の推進方向	5
I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	6
1 人権教育	6
(1) 学校等における人権教育	7
(2) 家庭、地域社会における人権教育	9
2 人権啓発	10
(1) 市民全般に対する人権啓発	10
(2) 職員に対する人権啓発	11
II 相談・支援の推進	12
III 市民、NPO、企業等と協働した地域づくり	13
第3章 分野別人権施策の推進	14
1 女性	14
2 子ども	15
3 高齢者	16
4 障害のある人	17
5 同和問題	18
6 外国人	20
7 犯罪被害者やその家族	21
8 様々な人権問題	22
第4章 推進体制	24
1 庁内の推進体制	24
2 国、県、市町村、民間団体等との連携	24
◇用語解説	25
◇施策体系	29

第1章 基本的な考え方

1 人権施策推進の背景

(1) 人権をめぐる国内外の流れ

昭和20年（1945年）に世界の平和と安全の確保、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。

昭和23年（1948年）、国連は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

その宣言の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定されています。

その後、この基本的精神を実現するため、「人種差別撤廃条約」（昭和40年・1965年）、「国際人権規約」（昭和41年・1966年）、「女子差別撤廃条約」（昭和54年・1979年）、「児童の権利に関する条約[”]」（平成元年・1989年）などの人権関係諸条約が採択されるとともに、「国際人権年」（昭和43年・1968年）をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重や差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

さらに国連では、こうした条約の採択等による取り組みだけでなく、平成5年（1993年）のウィーンにおける世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。この会議では、これまでの人権教育の潮流を再認識し、女性、子ども、高齢者、少数者、難民、先住民、極貧の人々、HIV感染者[”]あるいはエイズ[”]患者、並びに他の社会的弱者の人権の強化を強調し、そのための実効ある行動として人権教育の展開を示しました。

これを受け、平成6年（1994年）の国連総会では、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において人権文化を築くことを目的として「人権教育[”]」を積極的に推進するよう「人権教育[”]のための国連10年行動計画」が示されました。

国内においては、昭和22年（1947年）に基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行されました。そして、昭和31年（1956年）に国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たしました。その後、国際社会の一員として、人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取り組みを進めてきました。

平成7年（1995年）に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育[”]のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年（1997年）「人権教育[”]のた

めの国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

さらに平成9年（1997年）、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法（時限立法）」が施行されました。そして、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、平成11年（1999年）には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、平成13年（2001年）には「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」それぞれ答申が出されました。

平成12年（2000年）、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は、国及び地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、「犯罪被害者等基本法」（平成16年・2004年）、「高齢者虐待防止法」（平成17年・2005年）、「障害者総合支援法」（平成17年・2005年）、「改正DV防止法」（平成19年・2007年）など、個別の人権関係の法律の整備や改正により、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取り組みが行われています。

また、人権侵害を受けた被害者の救済については、急務の課題となっており、新しい人権救済制度に関する検討が行われています。

（2） 埼玉県の取り組み

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指して、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、様々な偏見や差別、児童等に対する虐待などの人権問題が後を絶たず、国際化、少子高齢化、技術革新など時代環境の変化の急速な進展に伴い、人権問題は複雑・多様化するとともに、プライバシーをめぐる問題など新たな人権課題も生じています。

そこで、平成13年（2001年）4月、庁内に「埼玉県人権政策推進会議」を設置し、全庁を挙げて「人権尊重」の視点を基本においた行政運営に取り組んできました。

さらに、県が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を平成14年（2002年）3月に策定し、一人ひ

とりの人権が尊重される社会の実現を目指して、総合的に人権教育[〃]及び人権啓発[〃]に取り組んできました。

また、平成18年（2006年）5月に民間団体等との連携による「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」を設置し、人権啓発[〃]活動を進めています。

そして、平成24年（2012年）3月、これまでの取り組みの成果や今後の課題を踏まえ、「(改定) 埼玉県人権施策推進指針」を策定しました。

(3) 東松山市の取り組み

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律[〃]」の第5条に規定された地方公共団体の責務を踏まえ、人権施策の推進に関する事項に関し調査及び審議するため、東松山市人権施策推進審議会を置きました。また、地域の人権啓発活動の積極的な役割を果たすため、東松山市人権啓発推進委員会を設置し、すべての人々がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を図っています。さらに、全庁をあげて市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を統合的かつ効果的に推進するため、東松山市人権政策推進会議を設置し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しています。

本市が進める人権教育[〃]、人権啓発[〃]等について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権意識の高揚を図るための施策や人権擁護に関する施策など総合的かつ計画的な取り組みを進めてきました。

しかしながら、今もなお差別事象は現存しており、昨今の急激な社会環境の変化に伴い、人権問題は多様化する傾向にあり、インターネット等新たな人権課題も発生しています。

こうした人権課題に対する啓発や被害の防止対策、相談・支援体制の充実など、より一層の取り組みの強化が求められております。

このため、これまでの人権施策の取り組みの成果や課題を踏まえ、新たな人権課題にも対応するために東松山市人権施策推進指針を策定します。

2 基本理念

本市は、「すべての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を推進します。

この基本理念は、次の3つが共に実現した社会をいいます。

(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現

を目指します。

(2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいを持って暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

3 指針の性格

(1) 市が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、市民をはじめNPOや企業などに対して市の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めて行くものです。

(2) 本市の最上位計画である「東松山ビジョン・第四次東松山市基本構想」及び「(改定) 埼玉県人権施策推進指針」を踏まえるとともに、市の分野別計画等と密接な関連を持ったものです。

(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律²」第5条に規定された地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を総合的に推進するためのものです。

4 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、平成26年度(2014年度)から概ね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 人権施策の推進方向

市政のあらゆる分野の業務は、市民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取り組みが求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関等との連携が必要となります。

このため、市の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 市民、NPO、企業等と協働した地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、犯罪被害者やその家族を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取り組みが必要となっています。

I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

1 人権教育”

本市においては、「人権を尊重する教育の推進」を教育行政の重点施策に位置付けて、人権尊重の観点に立った学校教育の推進、同和教育の推進、障害理解教育の推進、男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭及び地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育”を総合的に推進します。

そこで、次のとおり基本的な方針を定め、人権教育”を推進します。

○ 市民が主体となる人権教育

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育”を推進します。

○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭及び地域社会において、相互に連携を図り、市民一人ひとりの生涯を通じた人権教育”を推進します。

○ 人権感覚を培う人権教育

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る人権教育”を推進します。

○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育”を推進します。

この方針に基づき、すべての人の基本的人権が尊重される地域づくりを目指し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、犯罪被害者やその家族などに関する課題を解決するために、学校、家庭及び地域社会を通じて、人権教育”を推進します。

また、同和教育については、これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権教育”の中に位置付けて推進します。

(1) 学校等における人権教育

【現状と課題】

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人ひとりを大切にする教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取り組みが行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする教育を推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

①発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育“の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

ウ 保育園、幼稚園及び小・中学校の連携による人権保育と人権教育“の推進

保育園、幼稚園及び小・中学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、乳幼児期の保育や教育については人間形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育園、幼稚園及び小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

②人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育“に関する指導方法等の工夫と改善を図りま

す。

③教育相談体制の充実

さわやか相談員の配置やスクールカウンセラー”の派遣など、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

④教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、様々な場において、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権問題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法の工夫と改善をしていくことが必要です。

【施策の展開方向】

家庭や地域社会での身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、意欲的に学習ができる機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

①家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育“は、家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

②地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供、参加・交流を促進する事業の実施など、生涯を通じて学習できる人権教育“の充実を図ります。

③人権教育の指導内容及び指導方法の工夫と改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育“の指導内容及び指導方法の工夫と改善を図ります。

④人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭及び地域社会が一体となって総合的な取り組みを行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結び付く研修等を充実させるとともに、指導者の養成を図ります。

2 人権啓発

(1) 市民全般に対する人権啓発

【現状と課題】

女性、高齢者、同和問題など、それぞれの分野での広報紙、ホームページ、冊子等による広報活動と講演会などのイベント開催による啓発活動を行っています。

今後は、市民一人ひとりが自分自身の課題として、人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するよう啓発活動を推進します。

県、市民、NPO、企業、マスメディア等と連携した啓発活動をより一層推進します。

市民が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう啓発活動を推進します。

人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務、職場に応じて効果的に推進します。

①市民への啓発

市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、広報紙、ホームページ、リーフレット等を活用し、効果的に啓発活動を推進します。

また、人権尊重意識の高揚を図るため、講演会や各種イベントを実施するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等と連携した啓発に努めます。

②企業等への啓発

企業等において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にした組織づくりが進むよう、啓発活動を推進します。

また、個人の適正と能力に基づく公正な採用選考が行われるように、公共職業安定所等と連携し、啓発活動を推進します。

③人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する啓発活動を推進します。

④NPO等との連携強化

NPO等との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

(2) 職員に対する人権啓発

【現状と課題】

公務員の業務は様々な人権に深い関わりを持つことから、職員研修等を通して、人権意識の高揚と資質の向上に努めてきました。

今後においても、職員一人ひとりが、人権尊重の理念を理解し、その意識が行動や態度に現れるよう、幅広い研修と啓発が求められています。

【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

①行政職員

行政職員には、人権に配慮した業務の遂行が必要であることから、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育“及び人権啓発”の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

②教職員

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の場面での指導力の向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実させるとともに、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。

II 相談・支援の推進

【現状と課題】

市は、人権相談、行政相談、法律相談、消費生活相談、教育相談等の窓口を設置して様々な相談業務を行っています。

女性に対する暴力や子ども、高齢者及び障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談内容は、複雑・多様化しています。

今後においても、国、県、近隣市町村、民間団体等と連携を図り、迅速かつ適切な対応をするための相談・支援体制を一層強化していくことが重要です。

【施策の展開方向】

①相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、法務局をはじめ、国や県の関係機関、近隣市町村、人権擁護委員、協議会、民間団体等と連携を図り、協力体制の強化に努めます。

②相談窓口の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談ができるよう、各相談窓口の充実や活動内容の周知を図ります。

人権に関する相談に対して、適切な対応ができるよう、関係職員や相談員の資質の向上を図ります。

③支援の充実

女性への暴力、子ども、高齢者などへの虐待等の様々な人権侵害を早期に解決するため、支援体制の充実を図ります。

また、認知症、高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④救済（苦情解決策）等に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に関する苦情処理制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子どもへの権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

⑤NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

Ⅲ 市民、NPO、企業等と協働した地域づくり

【現状と課題】

市内で、市民、NPO、企業等の地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、今後、より一層の取り組みが期待されます。

児童虐待やいじめ、DV[”]（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連帯による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる市民やNPO、企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されつつあります。女性、子ども、高齢者、障害のある人などを含むすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

【施策の展開方向】

市民、NPO、企業等の地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民や企業などあらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV[”]等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連帯による取組を促進します。

年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくりま

①NPO、ボランティア等との連携強化

人権教育、人権啓発、相談・支援などの人権関係の取り組みを促進するため、市民、NPO、企業などとの連携を推進します。

②市民参加による地域社会づくりの促進

いつでもだれもがボランティア活動などに参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障害のある人などの生活を身近な地域で共に支え合う地域社会づくりに取り組みます。

市民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア学習などの取り組みを支援します。

③福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー[”]化を図るとともにユニバーサルデザイン[”]の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

第3章 分野別人権施策の推進

1 女性

【現状と課題】

人々の行動や社会の制度・慣行には、固定的な性別役割分担意識が気付かないうちに働いていることが少なくありません。

また、夫・パートナーからの暴力（DV”＝ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為”、性犯罪、職場におけるセクシュアル・ハラスメント”や差別的な処遇など、女性に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

このような状況の中、本市は、平成9年（1997年）10月にひがしまつやま共生プランを策定し、男女共同参画社会の構築に向けた取り組みを進めてきました。

今後においても、性別による固定的な役割分担意識を見直すための教育・啓発を推進するとともに、あらゆる機会での平等に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発の推進

一人ひとりが男女共同参画社会についての理解を深め、性別による固定的な役割分担意識を見直すため、ひがしまつやま共生プランに基づき男女共同参画意識の普及啓発を図ります。

また、すべての人の人権が平等に尊重される社会を築くため、男女の人権や性の尊重について教育・啓発を推進します。

② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント”、性犯罪、ストーカー行為”等のあらゆる暴力から女性を守るため、警察、県、関係機関等との連携を図り、迅速で適切な相談・支援体制の充実に努めます。

③ 男女共同参画による地域づくり

市民一人ひとりにとって住みよい地域社会をつくるため、様々な活動に男女の意見が共に反映されるよう、あらゆる分野への女性の参画を促進するとともに、地域づくりの多様な活動を推進します。

④ 多様な生き方を選択できる条件整備の推進

男女が共に幅広い職種や業務で能力を発揮することができるよう、男女雇用機会均等法の普及や育児・介護休業制度の利用促進に努めるとともに、就業環境整備への啓発を推進します。

また、男女が共に仕事、家庭及び地域のバランスのとれた生活を実現するために、ワーク・ライフ・バランス”（仕事と生活の調和）の推進に努めます。

2 子ども

【現状と課題】

我が国が平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約¹」では、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの生存、発達、保護、参加等の包括的な権利を保障しています。

しかしながら、近年の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化、情報化の進展などにより大きく変化しました。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

このような状況の中、本市は、平成17年（2005年）に次世代育成支援行動計画・前期計画を、平成22年（2010年）には後期計画を東松山市子どもすこやかプランとタイトルを改め策定し、子育て支援の強化・拡充に努めてきました。

今後においても、子どもの人権についての教育や啓発活動を推進するとともに、虐待やいじめなどの発生防止や早期発見に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発の推進

子どもの権利擁護を図るため、市民に対してあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

特に乳幼児期は、人間形成の重要な時期であり、保育園、幼稚園及び小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育みます。

② 児童虐待防止といじめ問題への取り組みの推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、市民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及啓発活動を推進します。

また、いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けた取り組みを推進します。

③ 子育て支援サービスの充実

子育てに関する保護者の不安や負担を軽減するための支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

④ 青少年健全育成の推進

学校、家庭及び地域社会の連携を強化して、地域ぐるみで子どもの健全育成を図る環境づくりを推進します。

また、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

3 高齢者

【現状と課題】

全国的に少子高齢化が進行する中、平成26年2月現在、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の構成比）は23.7%となっています。こうした中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

このような状況の中、本市は、平成24年（2012年）に3カ年計画として高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者保健福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

今後においても、高齢者の人権が尊重される社会の構築に向けた取り組みを強化していく必要があります。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、教育福祉の推進に努めます。

また、広く市民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。

② 自立支援と社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう、多様な福祉サービスの展開を図ります。

また、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験を地域で生かすことができる場を設定し、生涯学習、就労支援、地域活動などの社会参加を促進します。

③ 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

高齢者の尊厳が守られる社会を構築するため、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進を図ります。

④ 介護サービスの充実

高齢者や家族に対して総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

介護保険サービス等に対する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー“化”を図るとともに、ユニバーサルデザイン“の考え方にに基づき、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

4 障害のある人

【現状と課題】

障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、情報面での障壁など、障害のある人が地域社会に住み、社会生活に平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、地域や施設で暮らす障害のある人が身体的、精神的、経済的に不利益をこうむることがあってはなりません。

本市では、平成19年に「第二次市民福祉プラン」を策定し、障害の有無に関わらず共に暮らすことのできる地域社会の実現に取り組んできました。

今後においても、障害のある人の人権が尊重される社会の構築に向けた取り組みをしていくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発の推進

障害に対する正しい理解と、障害のある人の人権が無視、軽視されることのないよう現状の認識を深め、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けた啓発を推進します。

② 地域生活支援と社会参加の促進

障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの利用による障害のある人の自立支援と社会参加の促進を図ります。

③ 障害者虐待防止と権利擁護の推進

障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、障害者虐待の未然防止と早期発見を図るため、あらゆる機会を通じて啓発活動を行うとともに、その解決を図ります。また、関係機関と連携し、権利の擁護や行使に関する相談・支援体制の充実に努めます。

④ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー“化”を図るとともに、ユニバーサルデザイン“の考え方にに基づき、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

⑤ 情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るため、意志疎通を仲介する手話通訳者等の養成及び派遣などを行い、情報のバリアフリー化を推進します。

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重要な問題です。

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法¹」が制定されて以来、平成14年（2002年）3月末までの33年間にわたり、特別措置法に基づき、国や地方公共団体が一体となって、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その後本市では、平成15年に「今後の同和対策の基本方針」を策定し、様々な問題解決に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別²の解消はほぼ達成されました。しかし、心理的差別³については、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚や就職などでは依然として差別事象が見られます。

また、インターネットなどを悪用した差別的な書き込みや身元調査のための戸籍謄本等の不正取得など、新たな問題も起こっています。

このほか、同和問題を口実に不法・不当な行為や要求を行う「えせ同和行為⁴」は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、解決の妨げになるなど、いまだに課題として残されています。

今後においても、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、引き続き教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発の推進

同和問題に対する差別意識や偏見が未だに発生していることから、解決に最も重要なものは、同和教育・啓発の推進です。今後は、これまでに実施してきた成果と課題等の評価と分析を行い、一層の工夫を加えながら、より効果的な手法により同和問題の正しい理解を深めるための人権教育・啓発に取り組みます。

② 自立支援

近年の景気の低迷が続く中、労働環境は厳しくリストラや企業倒産などにより、失業や若者の就職難などの深刻化が伺えます。このような状況を踏まえ、本市としましては、商工会とも連携を図りながら、経営相談を行い、さらに新たな技術力の向上や融資制度の積極的な活用を推進してまいります。

さらに、市の担当窓口では、雇用対策の向上を図るため内職相談、雇用情報の提供を行い、併せて様々な労働問題に対応してまいります。

教育の分野では、引続き集会所を中心とした小中学生学級における学力向上のため

の取組みを進めるとともに、本市独自の奨学資金制度の利用を促し、就学・進学の機会を拡大する取組みに努めて参ります。

③ 地区内外の交流の促進

同和問題の解決を考えるうえで、人権感覚を育成することが重要であり、様々な人とのふれあい、体験を通して自然に人権感覚が身につくような取組が必要です。このため、地区内外の住民の交流とコミュニケーションがますます重要となりますので、地区内外の交流を促進してまいります。

集会所については、今後も地域住民の交流の場として人権尊重の新しいまちづくりの拠点として活性化に努めてまいります。

④ 人権に関わる相談と救済

人権擁護委員による人権相談のほか、各種相談事業との連携を深め人権に関わる相談体制の充実を図ります。また、人権救済が重要となってきていることから、人権を侵害された方に対する救済活動を関係機関との連携を密にして取組みます。

⑤ えせ同和行為の排除

えせ同和行為“は、何らかの利益を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等へ不当な圧力をかけるもので、その行為自体が問題であり、排除されるべき性格のものです。同和問題を正しく理解し、何がえせ同和行為“であるかを明確に見極め、その排除に向けた対策を一層推進します。

6 外国人

【現状と課題】

我が国においては、グローバル化[〃]の進展に伴い、外国人の定住化が進んでいます。

本市における外国人は、平成20年をピークに減少傾向にありますが、平成26年2月1日現在で、1、468人となっています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。

今後においても、外国人の人権が尊重される多文化共生社会[〃]の構築に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発の推進

文化、習慣等の違いから生じる外国人に対する差別や偏見をなくすため、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

② 生活支援の充実

外国人住民が安全・安心に自立して生活できるよう、教育、住宅、医療、福祉、防災など様々な分野で生活支援の充実を図ります。

7 犯罪被害者やその家族

【現状と課題】

被害に遭われた方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされる被害だけでなく、マスコミや周囲の人たちからの中傷や興味本位の言動による精神的な被害、裁判や各種手続きによる負担などの様々な2次的被害にも苦しめられており、精神的に余裕のない状態の中で、各種手続きなどの総合的な相談による情報提供が必要であります。

犯罪被害者等に対する各種の支援体制はいまだ十分とはいえず、多くの機関・団体が被害者支援に取組み、被害者の人権の保障を図るとともに、市民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要です。

【施策の展開方向】

① 教育・啓発の推進

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、市民が認識を深めるための啓発活動を推進します。

② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等が直面している様々な問題についての問合せや相談については、できる限りワンストップ窓口支援となるような対応が必要です。内容は、経済支援、保健医療、福祉、住宅、雇用、教育など多岐にわたりますが、臨床心理士による心のケア等も含め、必要な情報の提供や助言、相談等のきめ細かい支援をしていきます。

支援体制については、庁内の関係各課はもとより、埼玉県県民部防犯・交通安全課、埼玉県警察の犯罪被害者支援室、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター及び関係機関等と連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

8 様々な人権問題

これまで述べてきた7項目の分野別人権課題のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題については、人権尊重の視点から正しい知識の普及と啓発を図るとともに、関係機関等と連携して効果的な相談・支援活動を推進します。

(1) HIV感染者等

エイズ“患者・HIV感染者”、その他の感染症患者に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等の人権問題となって現れています。

(2) アイヌの人々

アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれています。

(3) インターネットによる人権侵害

情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗中傷、差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

(4) 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による国家的犯罪である日本国民の拉致問題は、国民の生命・安全に関わる重大な問題です。拉致問題の解決のためには、国家国民をあげて取り組む必要があります。

(5) 災害時における人権への配慮

災害時の避難所におけるプライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障害のある人、子ども、外国人などの災害時要援護者保護や女性の避難所生活での配慮の問題があります。

(6) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労などの問題があります。

(7) 性的指向、性同一性障害

同性愛、両性愛の性的指向“や性同一性障害”のある人などセクシュアルマイノリティ（性的少数者）LGBTは、社会の中で偏見の目にさらされ、雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があります。

(8) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(9) プライバシーの侵害

犯罪被疑者やその家族、少年事件などの加害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害等が指摘されています。

(10) その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

第4章 推進体制

1 庁内の推進体制

人権施策の推進に当たっては、全庁的な体制のもと、総合的かつ効果的な推進を図ります。

市の関係部課においては、この推進指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

また、推進状況について毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

2 国、県、市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を強化し、幅広い活動を行っていく必要があります。

このため、人権に関わる機関や団体と連携協力を図りながら、総合的な人権施策を推進します。

用語解説

※ 本文中で、“を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

【あ行】

エイズ（AIDS）

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人がかからないような病気を引き起こしている状態のこと。

HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になっている。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、個人、企業、行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

【か行】

グローバル化

政治経済、文化など様々な分野において、従来の国家・地域の垣根を越えて地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

【さ行】

実態的差別

同和地区の人々の生活上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

児童の権利に関する条約

平成元年（1989年）11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、平成6年（1994年）4月に批准。（この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、平成12年（2000年）12月6日に制定された法律。

人権教育

「人権尊重のための知識、技術及び態度を養うことを目的とする教育活動」のこと。

人権啓発

「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により、法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

人権擁護推進審議会

同和問題（部落問題）を含めた人権擁護に関する施策を推進するため、平成9年（1997年）3月に施行された人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号／5年間の時限立法）に基づいて設置された審議会。

心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、不合理な偏見により、交際、結婚、就職などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの問題に対応するため、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体的安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするかということ。大きく異性愛、同性愛、両性愛に分類される。Sexual Orientation の訳語。

性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

【た行】

多文化共生社会

国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きていける社会。

DV（ディーブイ）

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力を指す。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44年（1969年）に制定された時限立法。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。

【な行】

認知症

一度身に付けた記憶力、判断力、言語能力などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていく疾患。

【は行】

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。もともとは建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的な面で用いることが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的、または情報伝達の面で用いられることもある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和という意味。男女が共に人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。

東松山市人権施策推進指針 施策体系



